

株式会社（取締役会設置会社の定め、監査役設置会社の定め及び監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め、株式譲渡制限の定めの変更をする場合）

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事株式会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由
 取締役会設置会社の定め、の廃止
 監査役設置会社の定め、の廃止
 監査役の変更
 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め、の廃止

(注) 既に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨が登記されている場合には、その廃止の登記も申請する必要があります。

なお、監査役の変更の登記が会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日である平成27年5月1日以降最初の監査役の退任の登記である場合には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨の登記及びその廃止の登記をする必要はありません。

株式譲渡制限の定めの変更

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項を記録したCD-Rを申請書と共に提出してください。

なお、CD-Rに代えて、オンラインによりあらかじめ、登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の処理状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金70,000円(又は90,000円)

取締役会設置会社の定めの廃止につき3万円, 監査役設置会社の定めの廃止及び株式譲渡制限の定めの変更につき3万円, 監査役の退任及び監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止につき1万円(資本金の額が1億円を超える株式会社については3万円)です。収入印紙又は領収証書で納付します(→収入印紙貼付台紙へ貼付)。

1. 添付書類

- 株主総会議事録 1通
- 株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通
- 委任状 1通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇商事株式会社 ※2

※1~※4にはそれぞれ,
※1→本店, ※2→商号,
※3→代表取締役の住所,
※4→代理人の住所,
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
代表取締役 法務太郎 印

登記所に提出した印鑑を
押します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 法務三郎 印

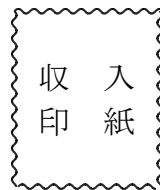
代理人が申請する場合にのみ記載し, 代理人の印鑑(認印)を押します。この場合, 代表取締役の押印は, 必要ありません。

契印

連絡先の電話番号

〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例

「役員に関する事項」

「資格」 監査役

「氏名」 ○○○○

「原因年月日」 平成○年○月○日退任

「役員に関する事項」

「資格」 監査役の監査の範囲に関する事項

「役員に関するその他の事項」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

「原因年月日」 平成○年○月○日廃止

「取締役会設置会社に関する事項」

「原因年月日」 平成○年○月○日廃止

「監査役設置会社に関する事項」

「原因年月日」 平成○年○月○日廃止

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。

「原因年月日」 平成○年○月○日変更

- (注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

- 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名
発行済株式の総数 〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席株主数(委任状による者を含む) 〇〇名
出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席取締役 法務 太郎(議長兼議事録作成者)
法務 一郎
法務 次郎
出席監査役 法務 三郎

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役法務太郎は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 取締役会設置会社の定め、監査役設置会社の定め及び監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止の件

議長は、当社は定款に取締役会設置会社の定め、監査役設置会社の定め及び監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを設けていたのであるが、諸般の事情から、それらの定めを廃止することとし、定款の第〇条及び第〇条から第〇条までを削除したい旨を述べ、これを諮ったところ、満場一致でこれを承認可決した。

第2号議案 定款変更の件

議長は、株式譲渡の承認方法及び代表取締役の選定方法について、取締役会の決議から株主総会決議に変更することとし、それに伴い定款の第〇条及び第〇条を下記のとおり変更したい旨を説明し、議場に諮ったところ、満場一致でこれを承認可決した。

記

(株式の譲渡制限)

第〇条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。

(代表取締役)

第〇条 当社は、株主総会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名を定めるものとする。

(注) 取締役が各自会社を代表することとなる場合には、代表取締役の選定方法の変更ではなく、代表取締役の選定方法の定めを廃止することを決議します。この場合には、第3号議案は不要です。

第3号議案 代表取締役改選の件

議長は、第2号議案が可決されたため、本総会で当社の代表取締役を改めて選定したい旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、出席株主中から、現在の代表取締役〇〇 〇〇を選定するのが適当であるとの発言があり、議長は、〇〇 〇〇につき可否を総会に諮ったところ、全員一致でこれを承認し、被選定者はその就任を承諾した。

(注) 被選定者が現在の代表取締役とは異なる場合には、登記申請は、新たに選定された代表取締役がすることとなり、申請書には、就任承諾書を添付する必要があります。ただし、株主総会の席上で被選定者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合であって、被選定者の住所が議事録に記載されているときには、株主総会議事録を就任承諾書に代わるものとして扱うことができ、別途、申請書に就任承諾書を添付することを要しません。この場合には、申請書に「就任承諾書については、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

また、新たな代表取締役の印鑑について「印鑑届書」(用紙はお近くの法務局でお渡ししています(無料))。また、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)からダウンロードしていただくことも可能です。「印鑑届出書」に押印した印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書で発行後3か月以内のものをあらかじめ(登記申請と同時に)提出する必要があります。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会し以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席役員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社臨時株主総会

代表取締役 法務 太郎 印

取締役 法務 一郎 印

同 法務 花子 印

監査役 法務 三郎 印

(注) 第3号議案につき現在の代表取締役とは異なる代表取締役が選定された場合には、本株主総会議事録に署名(又は記名)押印した者全員の印鑑につき、市区町村長作成の印鑑証明書を添付する必要があります。

ただし、本株主総会議事録に、現在の代表取締役が登記所に提出している印鑑と同一の印鑑で押印されている場合には、市区町村長が作成した印鑑証明書を添付する必要はありません(なお、第3号議案の(注)に記載したとおり、「印鑑届出書」には、市区町村長が作成した印鑑を添付する必要があります。)

- ※ 1 株主総会, 種類株主総会, 株主全員の同意, 種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は, 対象となる種類株式も記載してください。
- ※ 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※ 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は, 記載不要です。
- ※ 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし, 議決権を有していれば, 株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- ※ 5 株主の氏名等は, 総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は,
 - ① 議決権の割合の合計が, 3分の2に達するまで
 - ② 10位に達するまでのいずれか少ない人数の株主を記載してください。

なお, 同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は, その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください(例: 同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので, 当該記載で10位に達したこととなります。)
- ※ 6 種類株式発行会社については, 種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は, 登記された名称を記載してください。
- ※ 7 株主全員の同意・種類株主全員の場合には, 議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※ 8 総議決権数にも自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※ 9 証明書は, 登記申請人名義で作成してください(ただし, 組織再編の登記の場合には, 例外もあります。詳しく法務省ホームページをご覧ください。
- ※ 10 印鑑は証明書の作成者の登記所届出印を押印してください。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
法 務 三 郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当社の取締役会設置会社の定めの廃止，監査役設置会社の定めの廃止，監査役の変更，監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止及び株式譲渡制限の定めの変更の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役 法 務 太 郎 ⑩（注2）

- （注） 1 原本還付の請求をする場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。